

水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則 の一部改正案の概要

第1 輸入防疫対象疾病及び特定疾病の見直し等

1 改正の趣旨

- (1) 養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延防止のため、我が国では、水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「水資法」という。）に基づく輸入防疫及び持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）に基づく国内防疫を実施している。
- (2) 感受性種の輸入に際し農林水産大臣の許可が必要となる疾病を水産資源保護法施行規則（以下「水資法規則」という。）において「輸入防疫対象疾病」、国内で発生した場合に養殖水産動植物の移動制限、処分等を命じることができる疾病を持続的養殖生産確保法第施行規則（以下「養殖法規則」という。）において「特定疾病」として指定している。
- (3) 水資法第14条第1項では、農林水産大臣は、検査証明書のみによっては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められない水産動物については、同法第13条第1項の許可をするに当たり、申請者に対し、輸入防疫対象疾病の潜伏期間を考慮して農林水産省令で定める期間、当該水産動物を農林水産省令で定める方法により管理すべきことを命ずることができるとされている。
- (4) 近年、リスクが高い新たな疾病が世界各地で確認される一方で、我が国に輸入される水産動物が多様化し、水産業に重大な損害を与える疾病が我が国に侵入する可能性が従来よりも高まっていることから、水産防疫の専門家による科学的知見に基づく疾病のリスク評価を行った。当該評価を踏まえ、輸入防疫及び国内防疫の強化を図るため、水資法規則及び養殖法規則の改正を行う。

2 改正の概要

- (1) 輸入防疫対象疾病及び特定疾病について、以下の改正を行う。
 - ① 甲殻類疾病である十脚目イリドウイルス病を追加
 - ② 貝類疾病であるアワビの細菌性膿疱症を削除
 - ③ エビの潜伏死病の対象動物に甲殻類2種を追加
 - ④ アワビヘルペスウイルス感染症の対象動物に豪州原産あわび2種を追加
 - ⑤ 甲殻類の分類を最新の知見にあわせ更新
- (2) 急性肝脾臓壊死症について、水資法第14条第1項の農林水産省令で定める期間を20日に延長する。

3 今後の予定

公布：令和8年3月

施行：公布の日から起算して3月を経過した日

第2 検査員証の規定の整備

1 改正の概要

水資法第16条第1項の規定により立入検査をする職員の身分証明書について、水資法における条項移動等に伴い、所要の改正を行う。

2 今後の予定

公布：令和8年3月

施行：公布の日